

福井しあわせ元気国体宿泊施設充足対策要項

1 趣旨

この要項は、福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会宿泊基本方針に基づき、福井しあわせ元気国体（以下「国体」という。）における会場地市町内の営業宿泊施設（旅館業法の許可を受けて営業を行うホテル、旅館および簡易宿所等をいう。以下同じ。）が提供を予定する客室収容人数では、国体に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他の関係者（以下「大会参加者」という。）の宿舎の確保が困難な場合における充足対策およびその実施に関する基本的事項を定める。

2 充足対策

会場地市町準備（実行）委員会（以下「会場地委員会」という。）は、県準備（実行）委員会（以下「県委員会」という。）および関係機関・団体と相互に連絡・調整を図るとともに、各地域の実情を十分に考慮したうえで、以下の方法により宿舎を確保するものとする。

- (1) 営業宿泊施設の客室提供の促進
- (2) 広域配宿の実施
- (3) 公共施設等の転用
- (4) 民泊の実施

3 営業宿泊施設の客室提供の促進

会場地委員会は、当該会場地市町内の営業宿泊施設を最大限に確保するため、旅館組合等の関係団体や個々の営業宿泊施設に対し、引き続き客室提供の促進について協力を依頼する。

また、企業、民間団体、学校等に対して、国体期間中に多数の宿泊者が発生するようなイベント、会議等の開催の自粛を依頼する。

4 広域配宿の実施

会場地委員会が、当該会場地市町内の営業宿泊施設のみでは国体参加者の宿泊施設が不足し、近隣市町の営業宿泊施設を宿舎として利用する場合は、以下により広域配宿を実施する。

(1) 関係機関との協議

広域配宿を希望する会場地委員会は、配宿の可否について、受け入れ市町および県委員会と協議するものとする。また、県委員会は、広域配宿を希望する会場地委員会と受け入れ市町間の調整を行い、広域配宿の円滑な実施を図る。

(2) 業務分担および経費負担

広域配宿の実施に伴う業務は、原則として希望する会場地委員会が担当し、これに要する経費も負担する。

(3) 配宿に関する留意事項

配宿にあたっては、競技会場および練習会場への距離や交通事情を考慮し、競技運営に支障がないよう十分留意する。

5 公共施設等の転用

会場地委員会は、宿泊可能な公共施設等（以下「転用施設」という。）を利用する場合は、以下により公共施設等の転用を実施する。

(1) 転用施設

当該会場地市町内の公共施設・寮・保養所、寺院等の宿泊可能な施設。

(2) 選定基準

- ① 水道設備（上水道、簡易水道、専用水道）が完備されていること。ただし、水道設備がない場合は、水質検査等によって安全な飲料水が確保できること。
- ② 入浴設備を有するか、または近隣の公衆浴場等の入浴施設が利用できること。
- ③ 食事を提供できるか、または近隣の食堂やレストラン等が利用できること。
- ④ 衛生上良好な環境が整備されていること。
- ⑤ 原則として、増改築または修繕を要しないこと。

(3) 配宿に関する考え方

- ① 配宿の対象は、原則として選手・監督とすること。
- ② 都道府県別チーム単位で一軒、もしくは隣接する地域に配宿することとし、ミーティング場の提供についても配慮すること。

(4) 転用施設利用の留意点

会場地委員会は、転用施設の利用にあたり、食品衛生・環境衛生対策および安全対策等に万全を期すこと。

6 民泊の実施

会場地委員会が、一般民家を宿泊施設として利用する場合は、原則以下により民泊を実施する。

(1) 民泊協力区域・地区の設定

会場地委員会は、複数の民家家庭が一体となって民泊業務を実施する区域として、自治会・町内会などを単位とする民泊協力地区を設定する。

(2) 民泊協力組織の設置

- ① 民泊協力区域内において、民泊家庭への支援をはじめ、食事の提供、地区の環境美化、選手・監督の歓迎・応援等民泊業務を円滑に進めるため民泊協力組織を設置する。
- ② 民泊協力組織と会場地委員会の連携および民泊協力組織相互の情報交換等を行うため、必要に応じ民泊推進連絡組織を設置する。

③ 会場地委員会は、民泊協力組織および民泊推進連絡組織が設置が円滑に行われるよう指導、助言を行う。

(3) 民泊依頼の方法

会場地委員会は、民泊協力組織をはじめとする関係機関・団体等の協力を得て、一般家庭に対して民泊の趣旨を十分説明し、宿泊施設としての提供を依頼する。

(4) 実施上の留意点

以下の事項に留意して、民泊を実施する。

- ① 配宿の対象は、原則として選手・監督とする。
- ② 民泊は、原則として、競技での公平性を保つため、競技毎または種別毎とする。
- ③ 配宿の単位は、原則として1民泊協力地区に1都道府県チームとする。なお、ミーティングの場の提供についても配慮する。

(5) 受け入れ体制の推進

民泊協力組織をはじめとする関係機関・団体等の協力を得て、食事の提供、食品の調達、医事衛生、不足寝具の確保等、民泊家庭の宿泊に係る業務が円滑に行われるように努める。

7 その他

この要項に定めるもののほか、大会参加者の宿泊施設の充足対策に関して必要な事項は、県委員会と会場地委員会が協議して定める。